平成２７年（フ）第１２号
山形県酒田市広野字上通133番地
債務者　中野　貴文
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１２０５号
さいたま市見沼区大字大谷219番地３　グリーンテラスＢ棟102、旧住所さいたま市南区大字大谷口996番地６
債務者　矢島　一樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
埼玉県蕨市南町４丁目43番８号
債務者　杉原健太郎
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
埼玉県蕨市北町１丁目８番４号　エイトコーポ野崎103号
債務者　西本　　隆
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
埼玉県越谷市西方２丁目11番地５　サンフラワーマンション307
債務者　下田　良平
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
埼玉県春日部市永沼872番地１
債務者　間中　恵理
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
埼玉県東松山市松葉町４丁目５番34号　松葉ハイツＢ－８号
債務者　岩楯　一良
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県市川市南行徳１丁目18番６－404号第１大幸ビル
債務者　高草　由美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６号
千葉県東金市台方777番地10
債務者　片倉　　遥（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７号
岐阜県多治見市太平町２丁目８番地　グリーンハイツ多治見601
債務者　小島久美子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２０号
静岡県沼津市中沢田519番地の１　メゾン・ドゥ・セピア205号
債務者　山村　　泰（旧姓萩原・和田・石井）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
静岡県沼津市東椎路1434番地の１　パナホム大嶽Ｐ棟、前住所神奈川県綾瀬市上土棚中５丁目９番56―605号
債務者　安田　剛志
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
静岡県伊豆の国市長岡1048番地の８、前住所静岡県伊豆の国市古奈91番地の11
債務者　左近真由美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
静岡県三島市中142番地の10　三島教員住宅101
債務者　石山　正史
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
静岡県富士宮市淀師257番地の２佐野藤建物202号室、前住所静岡県富士宮市貴船町８番13号
債務者　佐々木　昇
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
静岡地方裁判所富士支部